

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、当たるの翌日)

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による岩本地区岩本谷工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。
昭和五十三年一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域の変更する 名 称	同上の区域（昭和五十二年五月七日現在の地番による。）
大字八橋字中瀬	大字八橋字中瀬のうち二四二九の一、二四三〇から二四三二の一まで、二四三三の一、二四三四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

区域の変更する 名 称	同上の区域（昭和五十二年五月七日現在の地番による。）
大字八橋字中瀬	大字八橋字中瀬のうち二四二九の一、二四三〇から二四三二の一まで、二四三三の一、二四三四の一及びこれらと一体をなす国有地、大字八橋字御建山西二七三三の三、二七三五の三及び二七三五の四、大字八橋字ネレケ坪三二九九から三三〇七まで、三三一〇の三から三三一二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字八橋字中瀬の全域、大字八橋字上栗子三三二一の一、三三二二の五、三三二三の三、三三三三の一及び三三三三の二、大字八橋字細見谷口三三九〇の一部並びに大字八橋字小畑ノ前三一九五の一の一部、三二一九五の二から三三一九六まで、三二九七の一部、三三一九八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字八橋字中瀬

大字八橋字中瀬のうち二四二九の一、二四三〇から二四三二の一まで、二四三三の一、二四三四の一及びこれらと一体をなす国有地、大字八橋字御建山西二七三三の三、二七三五の三及び二七三五の四、大字八橋字ネレケ坪三二九九から三三〇七まで、三三一〇の三から三三一二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字八橋字中瀬の全域、大字八橋字上栗子三三二一の一、三三二二の五、三三二三の三、三三三三の一及び三三三三の二、大字八橋字細見谷口三三九〇の一部並びに大字八橋字小畑ノ前三一九五の一の一部、三二一九五の二から三三一九六まで、三二九七の一部、三三一九八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

- ◇選管告示　鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
- ◇公 告 あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師試験の実施
- 告 示
- 字の区域の変更
- 保安林予定森林
- 解除予定の保安林
- 土地改良法による換地処分

鳥取県告示第四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

大字八橋字ネレケ坪

大字八橋字ネレケ坪のうち三二一九九から三三〇七まで、三三一〇の三から三三一二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字八橋字御建山西 大字八橋字小畠ノ前	大字八橋字御建山西のうち二七三一の三、二七三五の三及び二七三五の四以外の区域
大字八橋字下膳棚 大字八橋字細見谷口	大字八橋字下膳棚三二八の一、三三八二の一及びこれらと一体をなす国有地、大字八橋字細見谷口三二八九の五、三三八九の六、三二九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字八橋字小畠ノ前のうち三二九五の一の一部、三三九五の二から三二九六まで、三二九七の一部、三二九八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字八橋字門田 大字八橋字不膳棚	大字八橋字下膳棚のうち三二八の一、三二八二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字八橋字細見谷口	大字八橋字細見谷口のうち三二八九の五、三二八九の六、三二九〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字八橋字上粟子 大字八橋字岩本坂ノ下	二五の一、三三三一五の二及び三三三一六並びに三三三一の一、三三三三の四、三三三三の五、三三三五の一、三三三五の二及び三三三六と一体をなす国有地
大字八橋字袖ノ内 大字八橋字袖ノ内	三三三二一の一、三三三二二の三、三三三三の一、三三三三三の二、三三三三三の五、三三三三五の一、三三三三五の二及び三三三三六並びに三三三二一の一、三三三二二の二、三三三三一の二、三三三三三の四、三三三三七の一、三三三三九の二、三三三三九の三、三三三三九の四、三三三三九の五、三三三三九の六、三三三三九の七
大字八橋字袖ノ内 大字八橋字岩本坂ノ北	大字八橋字黒見ヶ瀬三二一九の一の一部、三三二一〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字八橋字袖ノ内 大字八橋字岩本坂ノ下	大字八橋字黒見ヶ瀬三二一九の一の一部、三三二一〇の一及びこれらと一体をなす国有地、大字八橋字袖ノ内三二二の一の一部、三三二二の二の一部、三三二三の一部、三三二三三の二、三三二三四の一部、三三二三五及び三三二三六並びに三三二二一の一、三三二二二の二、三三二三四、三三二二七の一、三三二三九、三三二三九、三三二三九、三三二三九、三三二三九の二、三三二三四、三三二三五、三三二三六と一体をなす国有地の一部、三三二五五の一部、三三二五六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字八橋字大窪田三二六〇の一部、三二六一、三三六二の一の一部、三三六四の一、三二六六の一の一部、三三六六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字八橋字門田のうち三二六七の一の一部、三二七〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字八橋字岩本坂ノ北三三二七の三、三三二七の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字八橋字上粟子三三二二の一、三三三三三の五、三三

大字八橋字大窪田	三二五七の二、三二五八の一、三二五九、三二六〇及び三二六の一と一体をなす国有地の一部並びに大字八橋字門田三二六七の一の一部、三二七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字八橋字黒見ヶ瀬	三二一五の二の一部、三二一五の三、三二一五の四、三二一六の一、三二一六の四、三二一九の一の一部、三二二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字八橋字袖ノ内三二三二の一から三二三四までの一部、三二三四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字八橋字岩本坂ノ下三二三九の一部、三二五五五の一の一部、三二五六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字八橋字大窪田のうち三二五八の一の一部、三二五九、三二六〇の一部、三二六一、三二六二の一の一部、三二六四の一、三二六六の一及び三二六六の二並びに三二五七の二、三二五八の一、三二五九、三二六〇、三二六一及び三二六六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字八橋字黒見ヶ瀬	大字八橋字袖ノ内三二二一の二から三二二六まで、三二二七の二及び三二三三の二から三二三六まで並びに三二二の一から三二二七の二まで、三二二九から三二三二まで及び三二三三の二から三二三六までと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字八橋字黒見ヶ瀬	大字八橋字袖ノ内三二二一の二から三二二六まで、三二二七の二及び三二三三の二から三二三六まで並びに三二二の一から三二二七の二まで、三二二九から三二三二まで及び三二三三の二から三二三六までと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字八橋字黒見ヶ瀬	大字八橋字袖ノ内三二二一の二から三二二六まで、三二二七の二及び三二三三の二から三二三六まで並びに三二二の一から三二二七の二まで、三二二九から三二三二まで及び三二三三の二から三二三六までと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字八橋字東八幡田	大字八橋字東八幡田三一七七、三一七八の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字八橋字松木渡	大字八橋字松木渡のうち三一五六の四以外の区域並びに大字八橋字東八幡田三一七七、三一七八の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字八橋字御道ノ前	大字八橋字御道ノ前のうち三一四五の一部、三一四六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字八橋字曲り田三一六〇の四の一部、三一六一の一部、三一六
大字八橋字八幡田	大字八橋字松木渡三一五六の四、大字八橋字八幡田のうち三一八三の四以外の区域、大字八橋字黒見ヶ瀬三二二四、

大字八橋字前田	大字八橋字前田のうち三一一五の四の一部、三一二〇の一の一部、三一〇の二、三一一一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字八橋字曲り田	大字八橋字前田のうち三一一五の四の一部、三一二〇の一の一部、三一一〇の二、三一一一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字八橋字塔ノ本	大字八橋字曲り田のうち三一六〇の四の一部、三一六一の一部、三一六二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字八橋字御道ノ前三一四五の一部、三一四六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字八橋字郷ヶ坂	大字八橋字曲り田のうち三一六〇の四の一部、三一六一の一部、三一六二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字八橋字御道ノ前三一四五の一部、三一四六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字八橋字大石田	大字八橋字郷ヶ坂のうち三〇三五の一から三〇三六まで並びに三〇三三の一、三〇三四の一及び三〇三五の一から三〇三六までと一体をなす国有地、大字八橋字塔ノ本の全域並びに大字八橋字大石田三一二四の五、三一二五の二、三一二六の三及び三一二〇並びに三一二四の五、三一二五の二、三一二六の三及び三一二七から三一三〇までと一体をなす国有地の一部
大字八橋字大石田	大字八橋字郷ヶ坂のうち三〇三五の一から三〇三六まで並びに三〇三三の一、三〇三四の一及び三〇三五の一から三〇三六までと一体をなす国有地以外の区域
大字八橋字防主ヶ谷	大字八橋字防主ヶ谷二八八二の二並びに大字八橋字瀧ヶ谷口のうち三〇四二の一及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字八橋字瀧ヶ谷口	大字八橋字防主ヶ谷二八八二の二並びに大字八橋字瀧ヶ谷口のうち三〇四二の一及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字八橋字竹下石丸	大字八橋字瀧ヶ谷口のうち三〇四二の一及びこれと一体をなす国有地の一部
大字八橋字滝山峰	大字八橋字瀧ヶ谷峰のうち二九〇一の三以外の区域
大字八橋字牛飼谷口	大字八橋字瀧山峰二七〇五から二七〇七まで、二七〇九及び二七一〇並びに大字八橋字牛飼谷口のうち二七二五から二七二七までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字八橋字蛇谷	大字八橋字瀧山峰二六八六の二の一部、二六九四から二六九七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字八橋字蛇谷のうち二七〇五から二七〇七まで、二七〇九及び二七一〇以外の区域、大字八橋字牛飼谷口二七二五から二七二七までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字八橋字御建山ノ南二七四四の二及び二七五四の二

大字八橋 字御建山ノ南	大字八橋字御建山ノ南のうち二七四四の二及び二七五四 の三以外の区域
大字八橋字禦焼口	大字八橋字家ノ下二六七四の一部、二六七六の一部、二 六七七の一部、二六八三、二六八四及びこれらと一体をな す国有地の一部並びに大字八橋字禦焼口のうち二六八六の 二の一部、二六九四から二六九七まで及びこれらと一体をな す国有地の一部以外の区域
大字八橋字家ノ下	大字八橋字牛飼屋敷二六五八の二、二六五九の二、二六 六〇、二六六一及びこれらと一体をなす国有地の一部並び に大字八橋字家ノ下のうち二六七四の一部、二六七六の一 部、二六七七の一部、二六八三、二六八四及びこれらと一 体をなす国有地の一部以外の区域
大字八橋字牛飼屋敷	大字八橋字牛飼屋敷のうち二六四八、二六四九、二六五 八の二、二六五九の二から二六六一まで及びこれらと一体 をなす国有地の一部以外の区域
大字八橋字家ノ上	大字八橋字牛飼谷奥二六〇九の二の一部、二六一三及び これらと一体をなす国有地の一部、大字八橋字家ノ上の全 域並びに大字八橋字牛飼屋敷二六四八及び二六四九
大字八橋字牛飼谷奥	大字八橋字牛飼谷奥のうち二六〇九の二の一部、二六一 三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第四十八号

次の森林を保安林予定森林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(一) 保安林予定森林の所在場所

米子市夜見町字砂浜三〇八八の二〇、字砂浜毫三〇九一の一〇、三〇九一の一、字砂浜武三〇九五の一七、字砂浜参三〇九七の二三、三〇九七の二四、字砂浜四三一〇一の一二、字砂浜五三一〇三の二七、三一〇三の二八、和田町字浜田灘東一の六、字御崎川尻北三〇九九の四、三〇九九の六、三一〇〇の三、字東灘北三一五〇の五、三一五〇の七、字上大灘東北三一五一の一七、三一五一の一九、字上松中東三二七三の七、字下灘屋敷東三三七四の一、三三七四の四五、三三七四の一七、三三七四の一九、字中屋敷東三四三六の一九、三四三六の二二、三四三六の二八、三四三六の三〇、字灘中屋敷東三四三七の二三、三四三七の二六、三四三七の三〇、三四三七の三三、字上灘屋敷東三六一〇の一九、三六一〇の一七、三六一〇の二一、字二割屋敷東三六八八の一八、三六八八の二〇、三六八八の二四、大篠津町字東五七の二四、五七の三一、五七の三二、字安田三八四の一五、字東ノ式七一一の三七、七一一の三八

- (一) 指定の目的
 飛砂の防備
- (二) 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
- 3 保安林予定森林の所在場所
 境港市佐斐神町字砂浜ノ壱七の一四、七の一五、字砂浜ノ式八の一〇、八の一一、字砂浜ノ参二五の一三、字砂浜の四二九の一七、小篠津町字上灘一の五〇、字中灘二三六の一四、字御崎灘二五七の六、二六五の九、字下灘二八九の一〇、新屋町字川向前三三四五の二五

一 解除予定に係る保安林の所在場所
 鳥取市浜坂字西ノ前八六五の一、八六六の一、八六九の一、八七〇の一（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）
 二 保安林として指定された目的
 飛砂の防備
 三 解除の理由
 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- (1) 指定の目的
 公衆の保健
 (2) 指定施業要件
 一の(2)と同じ。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課並びに米子市役所及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

昭和五十二年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選

鳥取県知事 平 林 鴻 三

7 昭和53年1月24日 火曜日 鳥取県公報

選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第九十九条第一項の規定による告示である。

昭和五十一年一月二十日

鳥取県選舉管理委員会(委員長 加藤 豊)

鳥取海区に於ける選挙権を有する者の総数の三分の一の数 11,665人

公 告

あん摩マツサージ指圧師、ほり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項に規定するあん摩マツサージ指圧師、ほり師及びきゅう師試験を次のとおり実施する。

昭和53年1月24日

鳥取県知事 平林鴻三

1 試験の日時

学科試験 昭和53年2月15日 午前9時から
実地試験 昭和53年2月16日 午前9時から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

3 受験願書の提出期限

昭和53年2月4日（郵送による場合は、昭和53年2月2日までの消印のあるものは、有効とする。）

4 その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課へ問い合わせること。